

●香川県告示第171号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成27年5月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第2号
- 2 指 定 年 月 日 平成27年5月21日
- 3 指定道路の位置 丸亀市川西町北字西ノ庄165番1の一部及び同地先水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.24メートル
延長 9.66メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。